

社会福祉法人福生会における 介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

1. 加算の取得状況

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
 - ①全事業所
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
 - ①グループホーム「スマイル荘」
 - ②グループホーム「スマイル荘2号館」
 - ③スマイルヘルパーセンター
 - ④デイサービスセンターハッピースマイル
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
 - ①デイサービスセンタースマイル
 - ②認知症対応型デイサービスセンタースマイル

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

(1) 資質の向上

- ①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
 - i) 具体的な取り組み
就業規則に以下の支援を記載している。
 - ・介護関係国家資格等を取得する場合、試験費の1/3を補助
 - ・介護福祉士実務者研修または介護職員初任者研修の受講費用として2万円支給
- ②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
 - i) 具体的な取り組み
就業規則にて、昇給基準の要件の一つとして研修受講回数を設定している。

(2) 労働環境・処遇の改善

- ①介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器を導入
 - i) 具体的な取り組み
介護事業所の一部で入浴用リフトを整備
- ②子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
 - i) 具体的な取り組み
就業規則の一部として、育児・介護休業等に関する規程を整備し、職員に育児休業を取得させている。

(3) その他

- ①非正規職員から正規職員への転換
 - i) 具体的な取り組み
就業規則の“勤務期間が6カ月以上経過した非正規職員は、本人の申し出によって実施される面接等の試験に合格した場合に転換する”という規定に基づき、転換を行っている。